

恩納村での「マリンパトロール」の実施

(地区関連4)

五那覇 靖

1. 概要

恩納村においても、心ないダイバー、他地区漁業者等による密漁が頻繁に発生している。そのため、恩納村漁協組合員等が海上保安庁の指導も仰ぎながら密漁防止の勉強会を行い、村内でのパトロールを行った。

2. 目的

近年の「水産物資源の減少」や「海洋レジャー人口の増加」に伴い、「心ないダイバー、他地区漁業者等による密漁」が頻繁に発生している。

現状では、恩納村漁協において漁業者が漁場監視を行い、ある程度の成果はあげているが、連絡体制の未整備等もあり、多数の県民や観光客へ注意を喚起するには限界となっている。

したがって、関係機関が連携を強化し「密漁取締の強化」を中心に「合同マリンパトロール」を行い、県民や観光客へ広報することによって、「水産資源の保護育成」と「秩序ある海の利用」を図っていく。

3. 参加者

57名(恩納村漁協35名、恩納村2名、第十一管区海上保安本部2名、水産業改良普及所2名、村内各リゾートホテル12名、他漁協4名。)

4. パトロール内容

- (1) 県水産業改良普及所から密漁の種類と漁業調整規則の説明
- (2) 保安庁からの通報方法について説明
- (3) 漁業者等との質疑

＊ 漁業者より、取締組織体制の強化、勉強会を時間をかけて欲しい。パトロールの頻度、時間(夜間の強化)等の要望があった。

＊ リゾート業者よりパトロールを継続して実施して欲しい。又、漁業者の操業状態の分かる漁業図が欲しい。

(結果) 今後もパトロールを継続実施し、漁場図を早急に作成することになった。

- (4) 現場指導1. 真栄田岬: ダイバー、釣客等に規則の説明とパンフの配布を行った。
- (5) 現場指導2. ラマダ: 職員、観光客等に規則の説明とパンフの配布を行った。

密漁防止について—ルールを守って、海の資源を大切に！—

密漁とは？法律上明確な定義は無いが、漁業関係法令などに違反する行為をいう。

「密漁」

「法令違反」（誰でも現行犯逮捕ができる）

漁業法（無許可操業）、水産資源保護法（有害物廃棄）、
沖縄県漁業調整規則（漁業許可、体長制限）等。

（懲役3年以下、200万円以下の罰金）

地元漁業者でも違反すれば捕まる。

「権利侵害」{告訴により始まり、排除（自力救済）はダメ}

漁業権、漁業行使権の侵害（妨害や工作物の設置）

（共同6号1種-ヒトケサ、モズク、ウニ、シャコガイ、ヒトケイ、効ケイ、
サザI漁業でヒ類は無い!）

*.民法で損害賠償請求も可能。侵害罪の罰金20万円。

*.漁業権は漁業を営む権利で海を独占する権利ではない

ハイ

「違背」（取締機関の対象ではなく、組合で防止する）

漁協内部規約の漁業権行使規則の違背。

（シャコガイの自主規制で「か付き販売のみ」など）

「外国漁船の漁業協定違反等」

「未然防止への取り組みに向けて」

1. 連絡体制の整備—漁協へすぐに通報する習慣をつけ、監視員の規則を定めていく。関係法令や権利侵害の勉強会を継続的に充実させていく。（権利の内容、潜水器免許など）

2. 密漁者に対する厳しい追求の姿勢を漁業者がもつことが、密漁防止への一歩になる。「めんどうだ、誰かがやるさ」ではダメ!

漁業関係法令違反等の通報について

漁業関係法令違反等の通報については、県や地域ごとに通報要領を定めて実施することが有効である。この場合、「六何の原則」が基本となる。

・通報時における六何の原則

- ① **いつ** — 日時 (例：30分前から)
(例：今日の〇時〇分～)
- ② **どこ** — 場所 (例：〇〇島の北側約〇〇m)
- ③ **だれ** が — 主体 (例：遊漁者が)
(だれだれが) (例：暴力団のような人が数名)
- ④ **なに** を — 対象 (例：あわびを)
- ⑤ **どう** やって — 方法 (例：ボンベを背負って)
- ⑥ **どう** なった — 結果 (例：現在潜っている)
(例：漁獲物を持って船で南へ逃げた)

通報に際しては以上の六つの点について明らかにしておくことが望ましい。

次に、「通報要領」の例を示してみよう。

『漁業関係法令違反の通報要領』

漁業関係法令違反行為(以下『事件』という)に係る取締機関等への通報については、この要領の定めるところによる。

事件が今まきに行われようとし、現に行われ、又は終わったことを視認し、又は通報を受けた場合は、直ちに、次に掲げる取締機関等に対し通報するものとする。

- ① 事件現場を管轄する海上保安部署、警察署、漁業取締事務所及び所属漁業協同組合。
- ② 所属の漁業用海岸局、隣接の漁業協同組合及び現場周辺所在の漁船。
- ③ その他必要と認められる機関。

④ 前項の通報は、下記様式に拠って行うものとする。

漁業関係法令違反事件通報用紙				
通報の月日		通報種別		通報者氏名(電話番号)
平成 年 月 日	前時 分 午後 時 分	TEL		
		FAX		
件名				
通報先 (受理者氏名)	取締機関	(氏名)	関係先	(氏名)
	海上保安部(署)		所属組合	丸
	警察署		組合	丸
	漁業取締事務所			丸
			漁業用海岸局	
1	違反等の日時	平成 年 月 日	前時 分頃 午後 時 分頃	同前時 分頃 翌 日 午後 時 分頃
2	違反等の場所			
3	目撃者又は通報者 住所・氏名	TEL		
4	違反者の氏名 又は 人相・特徴・着衣等 及び 人数			
5	違反船名・番号 又は、船型・塗色 及び特徴等			
6	使用漁具・漁法			
7	使用車両の型式 塗色・ナンバー等			
8	被害状況			
9	その他 参考事項	(写真撮影・VRT録画等)～実施済み・実施せず		

(注)

- ① 通報者氏名欄には、通報者と目撃者が同一人のときは同欄に『3に同じ』と記入通報する。

密漁防止へパトロール

漁協などの連携密に取締まり強化

沖縄 恩納村

【恩納(沖縄県)】ルールを守って海の資源を大切に。関係機関が連携し、密漁取り締まりを強化して、一恩納村合同マリパトロールが、この夏は行われた。合同パトロールには恩納村漁協、恩納村 恩納村商會、沖縄県水産改良普及所、村内のリゾートホテル、第十一管区海上保安部の担当署の約五十人が参加。ダイバーも観光客が、連絡体制が整備されておらず、観光客や県民への広報が十分でないことが指摘されていた。このような反省点



漁協などの関係者が密漁防止でパトロールを行った

を踏まえ、関係機関が連携を強化し、密漁を未然に防ごうというのが合同パトロールの目的。県内でも初めての試みだった。

漁協内での合同検討会で、は「密漁」と呼ばれる行為のうち、たれでも現行犯逮捕できる「法令違反」、告発が条件となる「権利侵害」、取

り締まり機関の対策ではなく組合防止する「漁獲」などについて説明があった。同漁協では連絡体制を整備し、夜間パトロールも実施している。また、関係法令や権利侵害などの勉強会も継続して行っている。

漁業関係法令の説明を行った沖縄県水産改良普及所の玉那覇船政技師は、「密漁者に対して厳しい追及の姿勢をもち続けることが、密漁防止の第一歩になる。密漁を見つけたらすぐに通報する習慣をつけ、監視員の規則を定め、罰則を厳格にする」と話している。

▽問合せ先「恩納村漁協指導係(☎〇九八一九六四一三七) 九七番、比嘉さん、沖縄県水産改良普及所(☎〇九八一九四一四三〇四番、玉那覇さん)。